

平成31年4月 2日

企画財政部契約監理課

下松市及び下松市上下水道局の発注する土木建築工事等における 消費税の取扱いについて

消費税率の改正について、下松市及び上下水道局の発注する土木建築工事及び土木建築工事に関する業務委託並びに施設修繕の契約に係る消費税率を次のとおり取り扱うこととしますのでお知らせいたします。

平成31年4月1日以降に契約する案件について、工事等完成に伴う引渡しが、平成31年10月1日以降となる契約については、新税率10%にて取り扱います。

また、対象案件であっても平成31年9月30日までに支払うこととなる前払金、中間前払金及び部分払金については、消費税率の改正による増額分は含まないものとします。

元号改正後の日付を「平成」と表記されているものは、元号改正日以後は新元号(令和)及び年に読み替えるものとします。